

事業場の方へ

保健指導を
しませんか？



ステップ1

健康診断の実施(安衛法第66条)

診断区分の判定

異常なし

異常あり(有所見)
要治療/要精密検査/要経過観察

ステップ3

保健指導(安衛法第66条の7)

ステップ2

医師の意見聴取(安衛法第66条の4)

就業区分の判定

通常勤務

就業制限

要休業

保健指導

労働者健康安全機構
秋田産業保健総合支援センター
保健師が対応します

保健指導について

対象となる事業場・料金など

規模50人未満の事業場で働く方が対象になります。
料金は無料です。

申込方法など

裏面の申込書をFAXするか、または地域産業保健センターの利用申込書で保健師の保健指導を依頼してください。

⇒後日ご連絡いたします。その際に日時など打ち合わせをさせていただきます。
利用時間は9:00~17:00(平日)です。

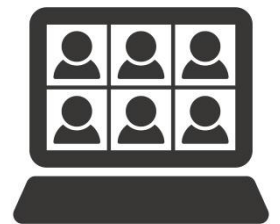
対象者など

特定保健指導※1で対象にならない若い方ややせている方、お薬を内服している方も対象になります。また、異常がなくても健康に不安がある方などお気軽にご利用ください。

保健師が訪問するか、WEB※2を利用して個別にお話をさせていただきます。

- ※1 特定保健指導については医療保険者にお問い合わせください。安衛法上の保健指導との違いは裏面をご覧ください。
- ※2 訪問する場合は、大曲仙北地域は大曲仙北地域産業保健センターから、その他の地域は秋田産業保健総合支援センターから伺います。WEB対応は秋田産業保健総合支援センターで一括して行います。

WEB対応可能



※利用方法のマニュアルを用意しております。

秋田産業保健総合支援センター

OPEN/ 8:30~17:15(平日)

Tel. 018-884-7771

<https://www.akitas.johas.go.jp/>
E-mail:shien@akitas.johas.go.jp



事業場	事業場名	
	所在地	〒
	労働者数	(男: 人)(女: 人)(計: 人)
	事業内容	
	代表者	職名: 氏名:
	担当者	職名: 氏名: 電話: FAX:
	本社企業の情報※	企業名 労働者数 人 産業医数 人 うち総括産業医 人
事業場訪問希望日	第1希望 年 月 日 第2希望 年 月 日	
その他の連絡事項・要望 (WEB希望・複数日に分割したいなど)		

- ※ 申込事業場が企業の支店、営業所、工場等の場合、当該企業の情報を記入してください。
なお、本事業は中小企業の小規模事業場を優先的に対象といたします。総括産業医が居る企業の小規模事業場は支援対象外といたします。
- ※ 「総括産業医」とは、企業における名称の如何に関わらず、企業内の事業場の産業保健活動について総括的に指導を行う産業医のことを指します。
- ※ 本用紙に記載された個人情報、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません。
- ※ **下記事項をご確認いただき、チェックをしてください。**
 - 全項目に漏れなく記入しています。
 - 事業場は50人未満です。
 - 当社に総括産業医は居ません。
 - 健康相談・面接指導は治療目的ではないことを理解しています。
 - 本事業の実施に必要な個人情報の提供について同意します。
 - 「保健指導結果の取得について労働者の同意を得ている。」又は 「保健指導結果の取得について事業場から労働者に当該事業場における心身の状態の情報を取り扱う方法及び当該取扱いを採用する理由を説明している。」
 - 上記に相違ありません。

特定保健指導と保健指導の違いとは？

特定保健指導は、特定健診（定期健康診断）結果を元に階層化され、40歳以上のメタボリックシンドロームの方を対象としています。医療保険者に義務付けられた保健指導になります。

保健指導は、対象をメタボリックシンドロームに限定しない、定期健康診断を受けた方すべてが対象になるものです。事業主が行う保健指導で、法律上の努力義務になります。